

保険年齢	性別	1口	2口	4口	6口	8口
15歳～60歳	男性女性同一	820円	1,640円	3,280円	4,920円	6,560円
61歳～65歳 (更新される方のみ)	男性女性同一	820円				
66歳～70歳 (更新される方のみ)	男性	1,900円				
	女性	1,183円				

●3口コース・5口コース・7口コースのお取扱いもあります。詳細は担当者におたずねください。

*掛金は、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。

*保険年齢とは、加入または更新される年の4月1日における加入者の年齢のことをいいます。(年齢は満年齢で計算し、1年末満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てです。)

*掛金は、福祉団体定期保険の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上の特典

法人の場合
法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5) (所基通36-31の2)

個人事業主の場合
個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(直審3-8) (所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは平成28年12月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険金・給付金をお支払いしない場合など

- 詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消しとなった場合
- 保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その加入者の加入・更新が無効となった場合
- 契約者・加入者・保険金受取人が、保険金などを詐取する目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

●死亡保険金・高度障害保険金について

- ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき
- ②契約者・保険金受取人の故意によるとき
- ③契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき
- ④戦争その他の変乱によるとき
- ⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき

●災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金について

- ①契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき
- ②受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③加入者の犯罪行為によるとき

(注)増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス

アクサ生命の加入者向けサービス

このサービスは「あおい共済」ご加入のみなさまとそのご家族でご利用いただけます。

サービスのご利用方法などの詳細は、[アクサ生命ホームページ](http://www.axa.co.jp/)(<http://www.axa.co.jp/>)をご覧ください。

加入者(被保険者)のみなさまへ

福祉団体定期保険は契約者…岡崎商工会議所、被保険者…当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…当商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。 生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは平成28年12月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問い合わせ先]

岡崎商工会議所
会員サービス部
〒444-8611 岡崎市竜美南1丁目2番地
TEL 0564-53-6164-6163 FAX 0564-53-0700

【福祉団体定期保険引受保険会社】
アクサ生命保険株式会社
redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店] **アクサ生命保険株式会社 岡崎営業所**
〒444-0874 岡崎市竜美南1-2 岡崎商工会議所2F
TEL 0564-57-2104 FAX 0564-71-2004

AXA-A1-1701-2482/627

会員事業所のみなさまへ

あおい共済



入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付 福祉団体定期保険
+岡崎商工会議所独自の給付制度(災害入院手当金・見舞金・祝金・祝品・助成金)

ご留意ください

岡崎商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険*を組み合わせた保障プラン名称があおい共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険



福利厚生制度
にご活用いただけます

商工会議所独自の
給付制度も!

毎年收支計算し剩余金があれば
配当金も!

1年更新で医師の
診査なし

業務上・業務外を問わず
24時間保障

お役にたちます。

経営者の責任と従業員の安心を
サポートする総合福祉共済制度

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。

②当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けたアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。

③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関する連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用する場合があります。アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。

④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。

⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

*このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

岡崎商工会議所

あおい共済の内容

保 壮 内 容

・主契約：福祉団体定期保険
・特 約：入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約

お支払事由		口数	1 口	2 口	4 口	6 口	8 口
死 亡	所定の不慮の事故により死亡されたとき <死亡保険金+災害保険金>	250万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	
	責任開始期(加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後に診断確定された所定のガン(*1)により死亡されたとき <死亡保険金+ガン死亡保険金>	100万円	200万円	400万円	600万円	800万円	
	上記以外の事由により死亡されたとき <死亡保険金>	50万円	100万円	200万円	300万円	400万円	
高 度 障 害	所定の不慮の事故により所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき <高度障害保険金+災害高度障害保険金>	250万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	
	加入日以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき <高度障害保険金>	50万円	100万円	200万円	300万円	400万円	
入 院	所定の不慮の事故により5日以上入院されたとき(同一事故による入院は通算60日限度(*3))	1日につき 2,500円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円	1日につき 20,000円	
内 訳	<入院給付金>	1,000円	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	
	○災害入院手当金	1,500円	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	

◎は岡崎商工会議所独自の給付制度です。

●3口コース・5口コース・7口コースのお取扱いもあります。詳細は担当者におたずねください。

※保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当されたときもお支払いします。

*1 所定のガン(対象となる悪性新生物)

- ・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
- ・消化器の悪性新生物
- ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
- ・骨および関節軟骨の悪性新生物
- ・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
- ・中皮および軟部組織の悪性新生物
- ・乳房の悪性新生物
- ・女性性器の悪性新生物
- ・男性性器の悪性新生物
- ・尿路の悪性新生物
- ・眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物
- ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
- ・部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物
- ・リノバ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
- ・独立した(原発性)多部位の悪性新生物
- ・上皮内新生物

*2 高度障害状態

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはぞしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*3 更新前の入院日数を含みます。

岡崎商工会議所独自の給付制度の内容

●3口コース・5口コース・7口コースのお取扱いもあります。
詳細は担当者におたずねください。

給付内容	口数	1 口	2 口	4 口	6 口	8 口
見舞金	病気入院	1泊2日以上～ 30日を超えるごとに(120日まで)	5,000円 5,000円 加算	10,000円 10,000円 加算	20,000円 20,000円 加算	30,000円 30,000円 加算
	病気による通院	10日以上～	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
見舞金	不慮の事故による通院	5日以上～ 30日を超えるごとに(120日まで)	5,000円 5,000円 加算	10,000円 10,000円 加算	20,000円 20,000円 加算	30,000円 30,000円 加算
	結婚	継続加入1年以上の加入者が結婚したとき	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
祝金	出産	継続加入1年以上の加入者またはその配偶者が出産したとき	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
	入学	継続加入1年以上の加入者の子女が小学校に入学したとき、1名につき	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
祝品	卒業	継続加入1年以上の加入者の子女が中学校を卒業したとき、1名につき	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
	還暦祝品	満60歳になられた方へ祝品を贈呈します				
助成金	満期祝品	満70歳となり保険期間が終了される方へ祝品を贈呈します				
	介護	継続加入6ヵ月以上の加入者の同居または、税法上の老人扶養親族が公的介護保険の要介護1以上の認定を受けたとき	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
	健康診断	当商工会議所の会員限定健康診断の受診時に既加入の方(ただし、受診料以外で、年度内1回限り)	1,000円	2,000円	4,000円	6,000円
						8,000円

①岡崎商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

②見舞金について、日数計算は、同一疾病および傷害による継続治療の場合に限ります。容貌を美化するための治療は支払の対象になりません。

③見舞金について、同一疾病での申請は1回に限りますが、連続180日以上治療が中断していれば、新たな疾病とみなします。ただし、治療が長期にわたる慢性疾患での申請は1回に限ります。

④見舞金は入院・通院開始日の加入口数、祝金は給付要件発生日前1年間の最小口数、介護助成金は介護認定日前6ヵ月間の最小口数、健康診断助成金は受診日前1年間の最小口数に準じてお支払いします。

⑤見舞金・祝金・助成金の請求期間は、支払事由発生から3年以内です。(ただし、事業所の加入者全員が脱退後の請求はできません。)

⑥裏表紙の「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も福祉団体定期保険と同様に取扱います。

※詳細は、「生命共済制度見舞金等給付に関する内規」にてご確認ください。

あおい共済の取扱い

保 险 期 間

保険期間は1年間(平成29年4月1日～平成30年3月31日)で、毎年自動的に更新されます。

加入資格・条件

- 1.岡崎商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で**平成29年4月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超える60歳6ヵ月までの方**(平成14年10月1日生～昭和31年10月2日生)で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。なお、60歳6ヵ月を超える方は1口限度で70歳6ヵ月まで更新のみできます。
- 2.新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*に限ります。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。
 - ①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがあります。
 - ②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがあります。
- 3.申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 - ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
 - ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)
- 4.当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのとおりに脱退手続をお取りください。
- 5.入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをいただきました場合、万一入会できませんでした際は、本共済制度のご加入もできません。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

掛金のお払込み

掛金は毎月17日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に自動振替いたします。初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替を行ないます。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。

加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。

加入者票の発行

なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

保険金などの受取人・請求

加入者に対しては、「福祉団体定期保険加入者(被保険者)票」を発行します。

- 1.保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金・給付金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 2.保険金・給付金の受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときは、加入者の了知を得てご請求ください。死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、死亡または所定の高度障害状態になられたときに福祉団体定期保険は消滅したものとして取扱います。この場合、あおい共済からは脱退となるため、脱退後に支払事由に該当されてもその他の保険金・給付金および商工会議所独自の給付のお支払いはありません。
- 3.岡崎商工会議所独自の給付については、当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

配 当 金

福祉団体定期保険部分について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。